

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき林業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等の一部を改正する告示案の概要について

## 1 趣旨

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号）により、現行の技能実習制度に代わって育成就労制度が新設される。これに伴い、同法の施行（令和9年4月1日予定）に向けて、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）が、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和7年法務省・厚生労働省令第4号。以下「新施行規則」という。）により全部改正されたところ。

令和9年4月1日に施行が予定されている新施行規則においては、施行規則の内容を踏襲し、特定の職種及び作業に係る分野所管大臣は、育成就労の内容の基準、育成就労外国人の数等について、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、告示で定めることができることとされている。

これを踏まえ、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき林業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等を制定したところ、本告示は、現状を鑑み、育林・素材生産作業に関する講習に関して、経過措置を規定するものである。

## 2 改正の概要

現状、育林・素材生産作業に関する講習の指導者を林業職種の技能検定の合格者としているが、当該検定は令和6年8月に創設されたことから、十分な技能検定の合格者数が確保されていないため、令和10年度末まで、技能検定の合格者に準ずる者として、実務経験7年以上の者及びフォレストリーダーが当該講習の指導者となることを可能とする経過措置を定める。

## 3 施行期日

公布と同日。